

文化庁の文化審議会文化財分科会において、無形文化財及び無形の民俗文化財の保存及び活用の在り方等を検討するため、企画調査会を令和2年10月から開催。令和3年1月15日、審議の取りまとめとして企画調査会報告書を公表。

開催実績等：10月28日 第1回(検討課題の提示) 12月2日(水) 第4回 (審議のまとめ)  
11月11日 第2回(関係者ヒアリング) 12月24日(木)第5回 (報告書(案))  
11月20日 第3回(これまでの議論の整理) ※12月7日～16日の期間、任意の意見募集を実施

## 企画調査会委員名簿

(50音順・敬称略)

- |      |     |   |
|------|-----|---|
| ・岩崎  | 奈緒子 | 京都大学教授  |
| ・甲斐  | 昭光  | 兵庫県教育委員会事務局文化財課長  |
| ◎・小島 | 孝夫  | 成城大学文芸学部教授  |
| ・児島  | やよい | キュレーター、明治学院大学非常勤講師  |
| ・齊藤  | 裕嗣  | 東京文化財研究所客員研究員   |
| ○・島谷 | 弘幸  | 九州国立博物館長、文化審議会文化財分科会長   |
| ○・滝  | 久雄  | 株式会社ぐるなび取締役会長・創業者、<br>公益財団法人日本交通文化協会理事長、<br>株式会社工ヌケービー取締役会長・創業者 |
| ・竹内  | 由紀子 | 女子栄養大学准教授   |
| ・都竹  | 淳也  | 飛騨市長  |
| ・鍋島  | 稲子  | 台東区立書道博物館主任研究員  |
| ・松田  | 陽   | 東京大学准教授   |

◎：企画調査会長 ○：企画調査会長代理

## 1. 文化財を取り巻く現状と課題

### (1) 現状

- 近年、守り育てられてきた文化財を継承していくことは一層重要になっている。その中で、**文化芸術基本法**に規定されている**生活文化（茶道、華道、書道、食文化等）**の分野に係る文化財についても、**保存・活用の必要性の認識**が高まっている
- 一方、過疎化や少子高齢化等による**担い手不足等**に加え、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響**による**公演や地域の祭り等の中止・延期**も相まって、これら**無形の文化財の継承のための活動が十分に行われぬおそれのある危機的な状況**
- 制作後50年を経過していない美術作品**について、国民的な財産と言えるものもあると考えられるが、**これまで文化財保護法の対象とされていない**。しかしながら、その一方、国際的な評価が高く**海外に流出するものも散見**

### (2) 課題

- 生活文化や現代の美術作品など**現時点では価値付けが定まっていない分野**や、**歴史が浅く学術的な蓄積がまだ十分ではない文化財**について、その**特性に応じた継承**を図る必要
- 無形の文化財は、重要なものを重点的に保護する指定制度で保存・活用を図っているが、**幅広く保存・活用の措置**を講じていく必要
- 平成30年の文化財保存活用地域計画等の導入により、地域における文化財の把握が 進む中で、**地域の実態に合わせた多様な取組**が求められ、**その充実が必要**

## 2. 各課題に対する対応方針

### (1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について

#### ① 必要性

- 平成18年に**ユネスコ無形文化遺産保護条約が発効**し、これまでに、我が国から22件の無形文化遺産が代表一覧表に登録
- 各地域で、地域の祭りなどが地域文化の特色として捉え直されるなど、**無形の文化財の 継承に対する認識**が高まっている
- 無形の文化財は、公演、行事や日常的な教授活動がその保存・活用に重要な役割を担っており、**コロナ禍で継承が十分に行われぬおそれのある危機的状況**

#### ② 具体的な方策

- 無形の文化財について、既にある指定制度を補完する制度として、**登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度の創設**が 適当。その際、財政支援の在り方の検討や、登録基準の柔軟な運用が重要

## (2) 多様な文化財の保存・活用について

### ① 必要性

#### ア. 生活文化等

- **生活文化**は、**我が国の多様な文化を表すもの**として、**積極的に保存・活用や振興**を図っていくことが必要。一方、多様な分野があり、その特性を踏まえた慎重な議論が必要との指摘もあることから、適切な保護の在り方を検討することが必要 等

#### イ. 現代の美術作品

- **第2次世界大戦後（現代）の美術作品**に関して、近年、国際的な評価が高まり、海外のコレクター等に高く評価され**海外に流出**するものもある。貴重な国民的財産と言えるものについては、**積極的に文化財として価値を共有する**ことが期待される

### ② 具体的な方策

#### ア. 生活文化等

- **生活文化等の分野ごとに**、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの**実態を調査**しつつ、登録制度の活用など**文化財保護法上の適切な保存・活用を検討・実施**

#### イ. 現代の美術作品

- 例えば、学術的な調査研究が進み、系統的又は網羅的に収集されたものについては登録制度の対象とするなど、**文化財として適切に保存・活用を図る観点から有効な方策**を検討していくべき

## (3) 地方公共団体における登録制度について

### ① 必要性

- 地域計画の策定等の過程で**新たに把握される未指定の文化財**について、地方公共団体が**積極的に保存・活用を進められるように**することが必要

### ② 具体的な方策

- 地方公共団体が幅広く地域の文化財の保存・活用の取組を進められるよう、**文化財保護法上の制度として地方登録制度を位置付け**、地方の創意により活用できるようにすることが適当

## 3. 今後に向けて

文化庁の組織体制や文化財分科会の専門調査会等の審議体制を整えるとともに、以下の取組を進めていくことが必要。

- (1) 指定文化財の確実な保護（指定文化財の確実な保護、登録制度の積極的な運用）
- (2) 地域への期待（市町村における地域計画の策定の促進、地域における体制の充実）
- (3) 生活文化等に関する調査等（保存・活用に向けた調査の速やかな実施）

## ○無形の文化財の登録制度関係

「無形の文化財について、・・・指定制度を補完する制度として、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度を新たに創設することが適当である。その際、登録無形文化財制度においては、指定制度と同様に保持者等の認定を法定することが適切である。また、登録無形民俗文化財制度においては、指定制度と同様に、地域の保存会や地方公共団体との連携を図る仕組みとすることが適当である。

具体的な制度設計に際しては、既存の有形文化財や有形の民俗文化財における指定制度と登録制度との関係性を参考としつつ、無形の文化財の保護措置として必要な届出等に関する仕組みを設け、保存・公開に関する国の関与は重要無形文化財等の指定制度(助言又は勧告)よりも緩やかなものとし、登録された無形の文化財の担い手等が自由度を持ってその継承に取り組めるようにすべきである。さらに、登録された無形の文化財への財政支援の在り方についても検討が必要である。

また、指定制度を補完し、幅広く保存・活用を図るという登録制度の趣旨を踏まえると、無形の文化財の登録制度を創設する場合には、多様な内容に対応できる的確な登録基準を定め、柔軟に運用していくことが重要である。」

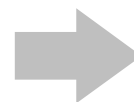
## ○地方登録制度関係

「地方公共団体において、幅広く地域の文化財の保存・活用の取組が進められるよう、特段の法律上の規制等は伴わないものの、文化財保護法上の制度として地方公共団体の登録制度を位置付け、地方の創意により活用できるようにすることが適当である。

現在、条例等による登録制度を設けている地方公共団体は86団体であることから、制度を法令上位置付けることにより、一層多くの団体において取組が進むことが期待される。」

「国の登録制度等との関係については、所有者等に対する二重規制を防止する観点から、国・地方双方から登録されることは原則として望ましくないということを確認した上で、制度設計を図るべきである。また、地域の文化財は地域で守り育てるという観点からは、上述のような地方公共団体における主体的な取組が尊重されることが適当であり、今回創設を提言している登録無形文化財制度等も含め、国の登録制度等の運用に当たっても、地方公共団体への事前の意見聴取等の仕組みも生かしつつ、国と地方との役割を明確にした保護体系を構築する必要がある。」

「地域計画に関する制度として、計画の策定過程で市町村が域内の文化財の状況を総合的に調査・把握することとした上で、適切と思われる文化財については、国の登録について提案ができることとされている。地方公共団体における積極的な調査・把握の取組を促すとともに、国の登録制度の充実を図る観点からも、地方公共団体が登録した文化財のうち、国により登録されることが適切と思われるものがある場合には、国に対して、登録の提案ができるようにすることも考えられる。」



報告書を踏まえ、今通常国会へ文化財保護法の改正法案の提出を目指す。

(参考) 現行文化財保護法の類型等について

	指 定 〔 所有権・流通等への保護規制 修復・継承への支援 〕	登 録 〔 緩やかな保護 多様な文化財をリスト化 〕
【A-1】有形文化財 建造物、美術工芸品	○	○
【A-2】有形民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
【B-1】無形文化財 芸能、工芸	○	制度なし
【B-2】無形民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術	○	制度なし

※地方の登録は、保護法上 の根拠規定なし